

## 政治資金規正法施行規則の改正について

政治資金規正法施行規則が以下のとおり改正（平成24年総務省令第41号）されました（平成24年4月29日施行）のでお知らせいたします。

### 1. 趣旨

金融機関への振込みにより支出をした場合の提出書類の簡素化のため。

### 2. 改正案の概要

金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面

（改正前）

- ・ 振込明細書の写し
- ・ 振込明細書に係る支出目的書

（改正後）

- ・ 振込明細書の写し
- ・ 振込明細書に係る支出目的書

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、振込明細書に係る支出目的書を別様で提出することは不要とする。

### 3. 適用関係

- ・ 平成24年分収支報告（平成24年1月1日以後の支出）から適用
- ・ ただし、改正省令の施行日（平成24年4月29日）前に解散等をした団体については適用しない。

（※ 本年5月末までに提出しなければならない平成23年分収支報告については適用されませんので、お間違いないようにお願いします。）

【参考】

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）抄

改 正 後	現 行
<p>（領収書等の写し等の提出方法）</p> <p>第十条 法第十二条第二項の規定により領収書等の写し又は振込明細書の写しを提出する場合には、これらを第七条に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。</p> <p>2 法第十二条第二項に規定する領収書等を徴し難かつた旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面（以下「支出の目的を記載した書面」という。）は、それぞれ別記第八号様式及び別記第八号様式の二によるものとする。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて支出の目的を記載した書面とすることができる。</p>	<p>（領収書等の写し等の提出方法）</p> <p>第十条 法第十二条第二項の規定により領収書等の写し又は振込み若しくは振替の明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し（次項において「振込明細書の写し」という。）を提出する場合には、これらを第七条に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。</p> <p>2 法第十二条第二項に規定する領収書等を徴し難かつた旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面は、それぞれ別記第八号様式及び別記第八号様式の二によるものとする。</p>

<p>改 正 後</p>	<p>（報告書の様式）                  第二十三条 法第八十九条第一項の規定によつて出納責任者が提出する報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた場合においてこれに添付すべき書面は、別記第三十一号様式から第三十一号様式の三までに準じて作成しなければならない。ただし、同項に規定する振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて同項の規定により振込明細書の写しに併せて添付する支出の目的を記載した書面とすることができる。</p>
<p>現 行</p>	<p>（報告書の様式）                  第二十三条 法第八十九条第一項の規定によつて出納責任者が提出する報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた場合においてこれに添付すべき書面は、別記第三十一号様式から第三十一号様式の三までに準じて作成しなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>（領収書等の写し等の提出方法）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面〔以下「支出の目的を記載した書面」という。〕は、別記第九号様式の二に準じて作成するものとする。ただし、<u>第一項の振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込みの明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができ</u>る。</p> <p>別記 第8号様式（第13条関係）〔略〕 （記載要領） 1～9〔略〕</p> <p>10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）、領収書等の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、領収書を徴し難かった支出の明細書（第9号様式）又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（第9号様式の2）（<u>第14条第3項ただし書の場合を除く。</u>））及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、領</p>	<p>（領収書等の写し等の提出方法）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面は、別記第九号様式の二に準じて作成するものとする。</p> <p>別記 第8号様式（第13条関係）〔略〕 （記載要領） 1～9〔略〕</p> <p>10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）、領収書等の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、領収書を徴し難かった支出の明細書（第9号様式）又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（第9号様式の2））及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類し</p>

収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出し、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して、当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

して提出し、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して、当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。